

No.	質問等の内容	質問等に関する回答	備考
1	入札説明書 5.証明に関する事項 証明する書類の提出は、書留郵便による提出してもよろしいでしょうか。	構いません。	R2.12.9 回答
2	開札結果について 開札に立ち会った場合、開札会場にて落札会社名・落札金額・その他の応札会社名および応札金額を教えてくださいませんか。 また、立ち会わなかった場合、落札会社名・落札金額・その他の応札会社名および応札金額を、開札日に電話で教えていただくことは可能でしょうか。	開札時に会場にて、入札に参加された方の会社名・入札価格を読み上げさせていただきます。 また、入札当日ご連絡いただければ、入札参加者には全ての入札者及び入札金額をお伝えいたします。入札に参加いただいていない方には、落札金額及び落札者名をお伝えいたします。	R2.12.9 回答
3	委任状について 代理人にて契約締結を行いたい場合、代表者から代理人への「委任状」に、委任事項「契約締結に関する一切の権限」と委任期間「提出日から契約期間終了後1ヶ月まで」を追記してもよろしいでしょうか。 また、復代理人が入札を行いたい場合は、代表者から代理人への「委任状」に、委任事項「復代理人選任の権限」を追記し、合わせて、代理人から復代理人への「委任状」を提出すればよろしいでしょうか。	前段は、構いません。 後段について、復代理人が入札を行う場合、お送りした委任状を基に、『代表者から代理人への委任状』及び『代理人から復代理人への委任状』をそれぞれご提出願います。	R2.12.9 回答
4	入札書について 復代理人が入札を行いたい場合は、「入札書」の代表者氏名・印と代理人氏名・印の下へ、復代理人の氏名記入・押印を行えばよろしいでしょうか。 また、その際の押印は復代理人のみでもよろしいでしょうか。	前段後段共に質問のとおりです。	R2.12.9 回答
5	郵送による入札の郵送方法について 郵送による入札の場合で、契約権限を代理人に委任したい場合は、委任状を提出した上で、代理人が入札を行ってもよろしいでしょうか。	構いませんが、『郵便による入札の郵送方法について』に、「特別な事情が無い限り「代表者」で提出すること」としております。	R2.12.9 回答
6	仕様書 4.予定ガス使用量等 直近1年間のガス使用量最大時間流量を教えてください。 また、仕様書の値と実績値が乖離している場合、仕様書の値を実績値に変更していただけないでしょうか。	令和元年10月から令和2年9月の期間における時間最大流量合計は、8月の『207m3』でした。 後段について、原則として仕様書のとおりとします。	R2.12.9 回答

No.	質問等の内容	質問等に関する回答	備 考
7	<p>特定調達契約入札心得書 第6条</p> <p>郵送入札を行う場合、全省庁統一資格の資格確認通知書の写しは、入札書および委任状の送付用封筒とは別の封筒にて郵送する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>『郵便による入札の郵送方法について』をご確認ください。</p> <p>ご提出いただくのは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札書が封入された入札用封筒 2. 委任状やその他必要な書類 <p>となり、上記1. と2. を送付用封筒に入れてお送りください。</p>	R2.12.9 回答
8	<p>仕様書 5.(2)④ガス供給設備の財産分界点</p> <p>「敷地境界とする。」の後に「但し、ガスメーターは一般ガス導管事業者のものとする。」を追記頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として仕様書のとおりとします。</p>	R2.12.9 回答
9	<p>仕様書 6.その他(1)</p> <p>「公的機関の発表する貿易統計（平成30年6月から8月の平均値）ガスの原料に関する価格」となっておりますが、「平成27年6月から同年8月の平均値」に変更して頂く事は出来ないでしょうか。</p> <p>変更して頂けない場合、入札金額は「平成30年6月から8月の平均値」にて算定を行い、契約時には、ガス需給契約書（案）に記載のとおり、「57,300円/トン(平成27年6月から同8月の平均値)」にて算出した金額にて契約を締結することは可能でしょうか。</p>	<p>【当初の回答】</p> <p>原則として仕様書のとおりとします。</p> <p>契約書（案）の内容につきましては、必要に応じ協議させていただきます。</p> <p>なお、入札公告「1 調達内容」に記載のとおり、『入札金額は予定数量に基づく総価を記載すること。ただし、原料費調整額は除くものとする。』としております。</p> <p>【訂正後の回答】</p> <p>仕様書 6.その他(1)を、『公的機関の発表する貿易統計（平成27年6月から8月の平均値）ガスの原料に関する価格』と変更いたします。</p> <p>契約書（案）の内容につきましては、必要に応じ協議させていただきます。</p> <p>なお、入札公告「1 調達内容」に記載のとおり、「入札金額は予定数量に基づく総価を記載すること。ただし、原料費調整額は除くものとする。』としております。</p>	<p>R2.12.9 回答</p> <p>R2.12.22 追加回答</p>
10	<p>仕様書 6.その他(2)</p> <p>原料費調整については、ガス小売事業者毎に調整単位料金の策定方法を定めているため、「原料費調整額は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。」に変更し、調整単位料金の算定方法については削除頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書の変更は応じかねますが、ガス小売事業者の原料費調整制度に則り、読み替えて頂くようお願いいたします。</p>	R2.12.9 回答
11	<p>仕様書 別紙 対象メーター一覧</p> <p>仕様書の対象メーターについて、型式や番号が実際に設置されているメーターと異なっている場合は、落札後、最新の情報に更新させて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>	R2.12.9 回答

No.	質問等の内容	質問等に関する回答	備 考
1 2	ガス需給契約書（案）第2条 基本料金について、設定しない「0」としてもよろしいでしょうか。	本件は、現契約のガス料金制を基に契約書（案）を作成しております。契約書の内容につきましては、必要に応じ協議させていただきます。	R2.12.9 回答
1 3	平均原料単価について 仕様書「6.その他（1）」に、「貿易統計（平成30年6月から8月の平均値）ガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする」と記載御座いますが、通常、東京瓦斯さまにて使用されている基準値「平成27年6月から8月の平均値（57,300円/t）」にて算定しております。また提供いただいている、ガス需給契約書（案）にも記載のとおり、57,300円/tにて算定することでもよろしいでしょうか。	No.9を参照ください。	R2.12.9 回答
1 4	入札内訳書について 入札時に内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合、書式は事業者の任意様式でよろしいでしょうか。	内訳書は落札後に、落札者に提出していただきます。その際の様式は任意様式で構いません。また、希望者には参考様式を配布可能です。	R2.12.9 回答
1 5	委任状について 入札は社長名で行い、弊社が落札した場合は契約締結等について、落札後に委任状を提出したうえで代理人（当社役員）が行うことは可能でしょうか。可能な場合、委任状は任意様式でもよろしいでしょうか。	可能です。 委任状は送付したものを基に作成願います。 その際、契約権限の流れが分かるように委任状の作成を願います。	R2.12.9 回答
1 6	落札後協議について 弊社が落札した場合、契約書について協議させていただくことは可能でしょうか。またその際、契約協議は電話、メール等での対応でもよろしいでしょうか。	No.12を参照ください。 また、協議は文面が残るメール等で協議下さい。	R2.12.9 回答
1 7	ご請求方法について 弊社が落札した場合、弊社の指定する金融機関の預金口座へ振込みによってお支払いをしていただきますが、よろしいでしょうか。また、振込手数料はお客様に負担していただくこととなりますが、よろしいでしょうか。	構いません。	R2.12.9 回答
1 8	開札結果につきまして 開札結果は開札日にご担当者様より、電話、メール等でご連絡をいただけないでしょうか。その場合、全ての応札者名、応札価格、等を教えていただくことは可能でしょうか。	No.2を参照ください。	R2.12.9 回答

No.	質問等の内容	質問等に関する回答	備考
19	計量日について 現在の契約で定められている、検針日を教えてくださいませんか。	検針については、一般ガス導管事業者が指定する日に行っております。	R2.12.9 回答
20	その他 質問書を提出した場合、書面でご回答をいただけますでしょうか。また回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	回答は書面（メール添付）にて行い、同時に当機構ホームページにて公表いたします。また、回答内容の確認については、文面が残るメール等で確認下さい。	R2.12.9 回答
21	その他 入札説明書および入札仕様書に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	入札説明書受領簿に記入頂いたメールへご連絡いたします。	R2.12.9 回答
22	回答9.について ガス料金を積算するにあたっての「平均原料価格（基準平均原料価格）」は、平成30年6月から8月の平均値」を基準に積算することを定めており、他社も同様の基準と認識しております。 また、入札公告1. に書かれております「原料費調整額」につきましては、原料を調達する際の市場価格の変動を反映させるための制度であり、本質問で指す「平均原料価格」とは別物をご確認させていただいております。 契約書（案）には、ガス料金（原価）を算出するための基準値（平成30年6月から8月の平均値）を定められておりますので、入札額の積算にあっても本基準値を使用して積算し、説明書1. にあるように原料費調整額は含めずに入札金額を記載することで、よろしいでしょうか。	追加回答した9.を参照ください。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。